

秋田市医師会立秋田看護学校成績評価及び卒業認定の基準等に関する規程

秋田市医師会立秋田看護学校成績評価および課程修了の認定に関する規程の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市医師会立秋田看護学校学則第21条第3項及び第22条第2項等の規定に基づき、科目試験の実施方法、成績評価及び卒業認定の基準並びにこれらの公表の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(各種計画並びに基準の策定及び公表)

第2条 学校長は、臨地実習以外の授業科目（以下「講義科目」という。）及び臨地実習科目（以下「実習科目」という。）の授業の開始前に、講義計画、演習計画、実習計画等を策定し、ホームページ、刊行物等により公表しなければならない。成績評価及び卒業認定の基準等を設定し、又は改正したときも同様とする。

(単位の計算方法等)

第3条 講義科目並びに実習科目に係る授業内容の構成及び単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義科目 1単位の講義科目について、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、1単位の授業時間数は、演習を含む講義にあっては15時間から30時間まで、実験、実習（学内で行うものに限る。）又は実技を含む講義にあっては30時間から45時間までの範囲で1単位とすることができる。

(2) 実習科目 1単位の実習科目については、45時間の実習をもって構成するものとする。

(授業時間等)

第4条 講義科目の授業時間は、午前9時から午後4時20分まで（時限間の休憩時間及び昼休み時間を除く。）とする。

2 前項の講義開始前の午前8時50分から同9時までホームルームを行う。

この場合において、学生はその開始時刻に遅れてはならないものとする。

- 3 実習科目の授業時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分まで（休憩時間 45 分を除く。）とし、学生は、実習開始時刻までに実習着に着替えるものとする。

（講義科目の成績評価）

第 5 条 講義科目の成績評価は、筆記試験（以下「講義科目試験」という。）の成績により評価するものとする。ただし、これに加えてレポートその他課題の提出、授業態度等を勘案することを妨げない。

- 2 講義科目試験は、原則として当該講義終了の日の翌日から起算して 7 日後に実施するものとする。この場合における試験時間は、60 分とする。
- 3 講義科目の授業時間数が 30 時間以上あるときは、中間時点と講義終了時点の 2 回講義科目試験を実施するものとする。この場合においては、両方の試験で 100 点満点とし、その配分点数はシラバス等により明示するものとする。
- 4 学生が 1 日に受けられる講義科目試験の数は、原則として 2 科目までとする。

（実習科目の成績評価）

第 6 条 実習科目の成績は、臨地実習要項で科目ごとに定める評価表の基準に基づく判定結果により評価するものとする。

（単位の履修の認定）

第 7 条 単位の履修については、講義科目又は実習科目の規定時間数の 3 分の 2 以上の出席があり、かつ、次の各号の獲得点数（以下「素点」という。）に従って成績評価の区分を行い、それぞれの科目試験で 60 点以上を獲得した場合に認定を行うものとする。

- (1) 100 点から 85 点まで A
- (2) 84 点から 70 点まで B
- (3) 69 点から 60 点まで C
- (4) 59 点以下 D

- 2 既修得単位として履修の認定を受けた場合における成績は、G 評価とする。

(救済措置)

第8条 病気その他やむを得ない事由により講義科目試験を受験できなかった場合は追試験を、実習科目において出席日数が不足する場合は補充実習を受けることができる。

2 科目試験が合格点数に満たない場合は、講義科目試験にあっては再試験を、実習科目にあっては再実習を受けることができる。

(試験中の不正行為及び再試験等の成績評価)

第9条 試験中に不正行為を行った場合は、素点は0点とする。

2 追試験及び補充実習の成績は、当該試験の素点に0.8を乗じて得られた点数を基に、第7条第1項に規定するB、C又はD評価とする。

3 再試験及び補習実習の成績は、第7条第1項に規定するC又はD評価とする。

(成績分布表の作成)

第10条 各学生の講義科目及び実習科目における成績の状況を把握するため、第7条に規定する成績評価とは別に、成績分布を示す資料（以下「成績分布表」という。）を、毎年度末日までに作成するものとする。

2 次の成績分布表の作成に当たっては、学生ごとに講義科目試験の素点と実習科目の評点を合算し、これを当該学年次において履修予定である全授業科目数で除して個別に平均点を算出するものとする。

学 科 名	看護学科	学 年	年 次 生		学 生 数	人
指標数値 (平均点)	～49点	50～ 59点	60～ 69点	70～ 79点	80～ 89点	90～ 100点
人 数	人	人	人	人	人	人
備 考	下位4分の1に該当する人数 人					
	下位4分の1に該当する指標数値 点以下					

3 前項に規定する全授業科目数の取扱いについては、未修得単位数にあってはこれを算入し、既修得単位認定数にあってはこれを算入しないものとする。

(履修すべき年次別単位数)

第11条 学生が年次別に履修すべき単位数は、次のとおりとする。

- (1) 1年次 46単位
- (2) 2年次 41単位
- (3) 3年次 22単位

2 前項に規定する1年次又は2年次における単位数を履修した場合に、学校運営会議の審議を経て学校長が認定するものとする。

(卒業の認定基準)

第12条 学生の卒業については、前条第1項に規定する学年ごとの単位数の合計109単位を修得し、かつ、欠席日数が出席すべき日数の3分の1以下である場合に、学校運営会議の審議を経て学校長が認定するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、学校長の決裁があった日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日時点において2年次及び3年次に在籍する者並びに令和5年4月1日時点において3年次に在籍する者に対する第11条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 令和5年4月1日時点において2年次及び3年次に在籍する者で、原級留置となったものに対する令和5年度以降の第11条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、学校長の決裁があった日から施行し、令和6年4月1日

から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 6 年 4 月 1 日時点において 3 年次に在籍する者で、令和 3 年度以前の教育課程の適用を受けているものに対する第 11 条第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、学校長の決裁があった日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 履修すべき年次別単位数に係る第 11 条第 1 項の改正規定及び卒業認定の基準に係る第 12 条の改正規定は、令和 8 年度に入学する学生から適用し、令和 7 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。